

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

### ○三原委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 三原委員長のもとで議論するのは初めてでございます。

冒頭、この委員会が発足した経緯というのは、黒川さんが委員長となった国会事故調の結論で、当委員会を設立すべしという提言を受けてこの委員会ができていったわけであります。それらの経緯について、黒川さんがこの二月か三月に本を出されています。その経緯が非常に克明に、御本人の意思も含めて、あるいは今後の国会での議論の方向性なども非常に丁寧に書かれています。ぜひお読みいただければなというふうに思います。当時のことをよく思い出しました。

当時は、むしろ自民党さんが積極的にこの黒川事故調をつくるべきだという議論をいたしまして、民主党、与党の方が、政党間の政争の具にされてはというような考え方をする人もいたりして、

なかなか党内の中の、与党の中の調整も難しい中でつくり上げていった国会事故調であります。

その国会事故調の中で、平成二十五年の一月二十四日の議院運営委員会で、「原子力問題調査特別委員会」の設置に関する申合せ」というのがなされています。皆さんのお手元にこの資料は行っているのだろうか。その中の三番目に、「有識者・専門家の知見を求めため、諮問機関（アドバイザリー・ボード）を設ける。」ということが明記をされています。

私は、このアドバイザリーボード、第二国会事故調に相当するようなものなかもしれませんけれども、国会として専門的な知識を有する人たちのさまざまな意見を聞いていくことは極めて有意義なことだと思いますので、ぜひつくるべきだと思います。

私は毎回この話をしているんですけども、理事会に諮って云々という委員長からの御回答なんですけれども、そうではなくて、ぜひ前向きな御回答をいただきたいなというふうな気持ちを含めまして、三原委員長に冒頭、大変異例ですけれども、御質問させていただきたいと思っております。

○三原委員長 いわゆるアドバイザリーボードにつきましては、この特別委員会の設置の際に、おっしゃったように議院の運営委員会理事会で申し合わせがなされております。そのことは承知しておりますし、申し送り事項にも、非公式ですけれども、前の委員長さんからも言われておりますが、当委員会の理事会において引き続き協議させていただくものということと私は考えております。

○荒井委員 もうこの委員会が立ち上がって三年、議運で申し合わせをして三年たっていますので、ぜひ結論を出すべき時期に来ているのではないかとこのように思います。

ところで、先ほど田中委員長からお話がありましたけれども、そろそろ福島原発の被災をした原発の処理について緊急対処から計画対処に移行しつつあるというお話がありました。しかし、なかなか地域の人たちの理解が得られないというお話がございましたけれども、私は、地域の人たちとの信頼関係がまだまだちゃんとでき上がっていないのではないかとこのように思います。その最も先端にいる、理解がなかなか、信頼がなかなかできないという人たちが自主避難者ではないかというふうに思います。

原発の避難者は、国際法的には国内難民です。今ヨーロッパで難民の話が非常に大きな政治的な課題になっていますけれども、原発の避難者というのは、国際法上、国内難民という定義になっています。私は、この日本という国の中で、これだけ近代化したさまざまな法制度がそろっている日本という国で難民が現実存在している、しかもその数が十万とも言われし十四万とも言われ、よく実態がわからないというのが本当のところだと思うんです。

そこで、そういう避難実態といいますが、特に避難者を中心とする避難実態というものをきっちり調査する、そういう時期に来たのではないかとこのように思います。

政府がなかなかその調査をしないものですから、

しびれを切らしたんでしよう、SAFLANという若手弁護士が中心になって、原発避難白書というものを関西大学と一緒にやってつくりました。非常によくできています。これも一度お読みになっていただきたいと思うんです。

原発避難の弁護活動を続けているうちにこういうものが必要だということ認識したSAFLANという人たちなんですけれども、この人たちは、原発について何らかの市民グループのような、あるいは原発反対運動のような、そういうことと全く関係のない、単に子育て世代で、避難者の弁護活動を引き受けた世代が寄り集まってつくったグループであります。二〇一一年の七月に結成されたものであります。

彼らは、被災者あるいは避難者、そういう人たちと議論をしているうちに、いろいろな相談を受けていくうちに、いろいろなことを知りました。そして、一番基本は信頼関係がないということなんだということに気がつくわけです。こういう言い方をしています。「放射線被ばくの健康被害をめぐる議論は、その多くが乱暴な言葉の用い方や感情的な対立でデッドロックに陥り、ますます当事者間の亀裂を深める方向に作用しがちである。—私もこれはそのとおりだと思います。ぜひ原発避難白書というのもお読みいただきたいと思いません、復興庁や経産省は。

そこで、必ずなるのが被曝線量の話なんですけれども、その前に、政府としてこの種のをちやんとつくる意欲があるのかどうか、その時期ではないですかということを上上げたいんですけ

れども、政府の見解はいかがでしようか。  
○若松副大臣 お答えいたします。

そのような本が出されていることは承知しておりますが、内容の詳細はちよつとまだ、済みません、把握しておりません。

国といたしましても、避難されている方々の御意見やお考えをお伺いすることは大変重要と考えておりまして、これまでも、さまざまな機会を捉えて、現在の生活の状況や御意見、また御要望をお聞きしているところでございます。

例えば、避難指示がなされた市町村を対象として、福島県各市町村と共同で住民意向調査を実施したり、また、避難住民の帰還意向や長期避難者向けの公営住宅への入居意向等に関する情報、これも収集しているところでございます。

また、避難指示区域外からの避難者につきましても、県外自主避難者等への情報支援事業というところで、説明会または交流会を通じて、支援団体が実施する意見交換など、副大臣、私であります、復興庁職員、合わせて計百六十回以上実施して、私も出席してまいりました。

私も、特に自主避難者の県外の方々につきましては、京都府、山形県、沖縄県も訪問いたしました、直接皆様と交流をさせていただきました。

さらに、福島県といたしましても、避難者に対する意向調査を実施していると承知しておりますが、委員御指摘のような白書というものを作成する予定は現在ありませんけれども、復興庁といたしましては、関係機関と連携しながら、今後とも、さまざまな機会を捉えて、避難されている方々の

状況や御意見を伺ってまいりたいと考えております。

○荒井委員 この災害の広がりというのは物すごい広がりがあるんですね。広がりというか、各都府県、いろいろな省庁に関係をしておりますし、農水省にまで関係しているというんですから。まあ、食べ物ですからそうなりますか。ありとあらゆるところに関係をしている。それらを全体として、どういう被害実態なのか、それに対して政府はどういうことをやっているのかということをしつかりとまとめていく、そういう時期になっていると思います。もう五年たっているんですからね。その中で、原発避難者が一番困っておられるのが住宅の確保です。

住宅は、災害復旧法で住宅を提供するということを、これは毎年毎年、延長してやっているわけですけれども、とうとう来年はそれを打ち切るという話になったようで、これが被災者、避難者の大混乱、大恐慌を招いているというふうに思います。

そこで、災害復旧法の中で住宅の提供というのは、私は、もう限界が来ているんだらう、無理なんだらうと。国策民営化という原発の、しかも、これは、黒川委員会によると、人災であるということをはっきり言っているわけですので。住宅の提供については別の法律で、特別立法でしっかりと住宅の提供をしていくということをやらない限り、住民との信頼関係というものはできないと私は思います。それが結果的には、原発政策あるいは原発災害の復興復旧ということにも大きな影響

を与え続けるといふふうに思います。  
復興庁は、この特別立法のお考えはありませんか。

○若松副大臣 お答えいたします。

今委員の御質問の自主避難者に対する住居のあり方ですが、避難指示区域外からの避難者に対する仮設住宅の供与終了後、来年の四月以降でございますが、その支援策につきましては、昨年十二月末に福島県が、帰還・生活再建に向けた総合的な支援策を公表いたしましたして、住宅の確保も含め、帰還や生活再建に向けた支援を行うものと承知しております。私も、京都また沖縄等でその内容等も一緒に聞かせていただきました。

また、福島県では、帰還や生活再建に向けた住宅の確保状況や意向の把握を目的とした、住まいに関する意向調査も実施しております。福島県は、意向調査の結果によりまして、平成二十九年四月以降の住宅が決まっていらない世帯に対して、今後恒久的な住宅への円滑な移行や避難者の意向に沿った生活再建のため、戸別訪問を行っていくという段取りになっております。

国としては、福島県の帰還、生活再建に向けた支援が円滑に進むように、県外の避難者に対する相談支援や情報提供の支援、県内外の避難者のコミュニティ形成の活動の支援、そして、避難者の方々の心の復興の取り組みの支援、こういった被災者支援総合交付金の活用を通じてしっかりと支援していきたいと考えております。

また、仮設住宅終了後の住宅確保に関しましては、雇用促進住宅での受け入れを関係団体に協力

要請してございまして、住宅の一部提供が既に行われておりますし、また、国土交通省とも連携しながら、公営住宅への入居円滑化の支援を行っております。選択肢の一つとして本措置も御活用いただきたいと考えております。

こういった取り組みを通じまして、被災者の方々に安心して生活を営むことができるように、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○荒井委員 若松副大臣、いろいろなお話を聞いています。福島も積極的にやっています。でも、それが依然として避難者には不信感を持たれているんです。国がもつと前に出る、それだけやっているのなら、全部まとめて国が前面に出てやってくれたらいいじゃないかと。私はそちらの方が自然だと思えますよ。そして、それに必要な予算措置やあるいは法律制度をちゃんと整備する、そういう段階に来ているんじゃないですか。五年たっているんですよ。まあ、この話はこれ以上議論しても前に進まないのかもしれない。

ところで、もう一つの大きな被災者の不信感というのは、二十ミリシーベルトという基準であります。二十ミリシーベルトという基準は、ICRPが、緊急避難区域にするのに、二十から百ミリシーベルトの間でその一番下をとった、あるいは、一ミリから二十ミリシーベルトが通常だ、したがってその二十ミリをとった、そういう話として二十ミリの話がよく出されます。

しかし、チェルノブイリでは、五年後に、たしか五ミリシーベルトにしたはずですよ。あるいは、

国内での線量の基準というのは、ICRPの自然放射能である一ミリシーベルト、あるいは、厚生労働省が出している五ミリシーベルトといったような数字しかないんですね。その中で二十ミリシーベルトというのはいかに高い、住民はそう思っていると思えますよ。

現在は、もう二十ミリシーベルトのところというのは除染がかなり進んでいて、実際は相当下がっているんだと思います。それならば、二十ミリシーベルトという数字を、いつまでも二十ミリ、二十ミリと言っていないで、現実的な水準に落とすべくしていくことをした方が、避難者あるいは住民に対して、今までは違う形になるんじゃないでしょうか。

二十ミリシーベルトというのは、小佐古さんだったでしょうか、東京大学の放射能の専門家が、小さな子供や妊婦に二十ミリシーベルトを浴びさせるのはかわいそうだと言って涙を流したテレビが、放映されたことがありますけれども、まさしくあれが、福島の、放射能の被曝を受けている、低線量被曝を受けている人たちの実感なのではないでしょうか。

このあたり、見直しをする考え方はございませんか。

○星野大臣政務官 お答えいたします。

避難指示解除は、放射線量が年間二十ミリシーベルト以下となること、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスの復旧を確認し、自治体や住民の方々のさまざまな場における対話を重ねた上で決定をされるものでございます。

避難指示解除基準の一つであります年間二十ミリシーベルトにつきましては、民主党政権下の平成二十三年十二月の内閣官房の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告書において、健康リスクは、喫煙や飲酒、肥満や野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比較して十分に低く、また、除染や食品の安全管理の継続的な実施など、適切な放射線防護措置を講ずることにより、十分リスクを回避できる水準であると評価をされております。

こうした議論も踏まえて、政府は、年間二十ミリシーベルトを用いることとしております。

**○荒井委員** 今まで民主党のやってきたことを現政権はかなり否定されているわけですから、ここだけ踏襲するというのはどういうことでしょうか。もう五年たっているんですよ。だから、しっかりと見たいんじゃないんですか。それで、住民に対して信頼感をかち得るかどうかという価値判断でもう一回見直したらどうですかということをおっしゃっているんですよ。

除染の話を少しします。

除染に絡んで、除染利権といったような、聞いてはならないようなことが時々週刊誌にぎわすことがございます。除染利権などということがあつてはならないですよ。人が苦しんでいるんですから、その苦しんでいることの素材を金もうけの素材に、題材に使うなんということはあつてはならないことですよ。

ところが、最近、あるクオリティ誌、これは極めて質の高いクオリティ誌と言われている、

かつて、オリンパスという会社の不正経理を暴いて、その後、オリンパスの社長さんも含めてかな三人の取締役が逮捕されるきっかけをつくったクオリティ誌ですけれども、その中にこの除染利権の話が出てまいりまして、私は見てびっくりしましたよ。やはりあつたんだろうか、そんなことは思いたくない、そんなふうに思いました。

このきっかけは、二〇一一年だつたと思います。当時私も与党だつたんですけれども、二十五から三十ぐらいの、除染の技術を確認するための実証実験をやったはずなんです。随分お金をかけてあの当時、一生懸命政府の関係者も取り組んだはずであります。

その実証実験が、結果的には原子力機構に全部吸収されたのではないかというふうに思うんですけども、それもよくわかりません。その後どうなったのか。この二十五の実証実験はその後どうなったんでしょうか。どういふところで使われているのか、使われていないのか。

**○井上副大臣** 二〇一一年十月に公募を行った技術実証事業の公募について、当時は、内閣府が、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に委託して実施をし、二十五件の事業を採択したものと承知しております。これ以降の除染技術の実証事業につきましては、環境省で毎年度実施しているところでございます。

環境省が確認したところでは、二〇一一年度に実施した二十五件の実証事業のうち、これまでに六件の除染技術が試験的な活用を含めて実際の事業で活用されているところでございます。

**○荒井委員** 二十五件のうち六件しか使われていない。これは、実証実験がまずかつたのか、それとも使う方に何らかの理由があるのか。何となく水洗で、水で除染しているだけの技術ばかり現地で使われているように思うんですね。あの当時、もつといるいろなおもしろい技術があつたように思うんですよ。それらがなぜ使われないのか。もう一度、環境省は、実証実験の結果のレビューをされたらどうでしょうか。どうですか。

**○井上副大臣** この実証事業の結果につきまして、環境省としても、いわば不断に見直して、さらに追加の実証事業などもしております。その上で、それを活用していただくか、事業者それから自治体、そういった関係者ともしっかりと協議をしながら進めているというところであります。

**○荒井委員** これに関連して、原子力機構がある実証実験でパテントをとっていたものについて不当に扱われたと言って、損害賠償請求の裁判になっているということが報じられているわけですか。

国民の間でしたら、パテントの使い方不当があつたとかないとかということが国民で闘われる争われるというのは、私は、あつてやむを得ないと思いますけれども、片や公的機関ですよ。その公的機関を相手にして訴えるというのは、私はよっぽどのことだと思っております。そういうことが起きていること自体が、私は非常に恥ずかしいというか、問題だというふうに思います。

何かコメントはございますか。  
**○板倉政府参考人** 平成二十三年度内閣府が日本原子力研究開発機構に委託して実施した除染技

術実証試験事業におきまして、同機構が今後の除染作業に活用し得るすぐれた技術を公募、採択し、ネイチャーズ株式会社など二十五機関が除染技術の実証試験を行ってございます。

この当該実証試験に関しまして、平成二十四年七月十二日にネイチャーズ株式会社が日本原子力研究開発機構を提訴したことは、同機構から報告を受け、承知してございます。

なお、本件につきましては、係争中の案件であるため、詳細についてお答えすることは差し控えたいと存じます。

○荒井委員 まあ、多分それしか答えられないでしょう。

しかし、除染という、地域の住民にとって差し迫るといふか、本当に悲しいようなそういうものについて、そういうような紛争であったとしても、そういうものが起きるといふことは、私は、行政に対する信頼感を失わせる一つになっていると思うんです。

もう一つ、行政に対する不信任感。

皆さんの手元にこの絵があると思います。これは福島テレビで放映されたものです。ある方が避難区域から避難をしてきて、そして、ここをここからの居住地に定めようとして家をつくったそうでありまして。そうしましたら、その家の底からフレコンバッグが出てきたというんです。これは誰の責任だ、一体どうしたらいいんだと。家をつくるといふのは一生に一度のことですよ。一生に一度のことで、避難区域にはもう戻れないので、こちらへ戻ってきて家をつくった。そうしたら、

こういう事態だった。

こういう事態があちこちであるとは思えませんが、けれども、これは誰の責任なんですかね。ちょっと答えてもらえるかな、誰か。

○熊谷政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の、土地購入時に、住宅が建設された際に、地下にフレコンバッグが埋まっていることが確認された事例は承知をいたしております。福島の御山の案件であると思いますが、本件につきましては、今後、住宅業者が土地購入者と調整を行った上でフレコンバッグの取り出しを行います。その後、福島市が仮置き場へ搬出を行う予定と聞いております。

環境省におきましては、引き続き、関係市町村等に対しまして、保管場所の記録やリスト化、あるいは管理の徹底を求めていく方針と聞いてございます。

いずれにしても、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染につきましては国または市町村が責任を持つて行うこととなっております。復興庁といたしましても、復興の大前提であります。除染あるいは中間貯蔵施設の整備や輸送が安全かつ円滑に進むよう、環境省とともに取り組んでいく方針でございます。

○荒井委員 これは、除染土の中間貯蔵施設ができ上がっていないということが一番大きな原因だと思えますね。中間貯蔵施設をつくるのに、土地の権利関係がまだはっきりしていないということもあって、なかなかめどが立っていないんじゃないかというふうに思うんです。したがって、これ

についても特別立法が必要なんじゃないかというふうに思います。環境省はこれについても議論した方がいいと思います。答えは要りません。

それで、なぜこういうことが起きるのかというと、正確な汚染土壌地図がないからです。二〇一一年に、チェルノブイリがあったベラルーシから、ベラルーシの大使が新しく赴任をいたしました。その方は低線量放射能の専門家でありました。その方がずっと言い続けていたのは、正確な汚染土壌図をつくるべきだ、毎年毎年それを変えていくべきだ、十メートル四方ぐらいのメッシュの。チェルノブイリの事故のほとんどはベラルーシなんです。国としては。ベラルーシはそれを持っていて、毎年、雨が降った後にこうなる、ああなるということを推測できるのだ、それをなぜ日本はつくりたくないのかねということをやると言っております。

環境省やあるいは経産省に聞くと、いや、ヘリコプターで空中線量をはかっているから大丈夫なんだと言っているんですけども、空中線量をはかっているんじゃない、これはわからないんですよ。平均の数値しか出てこないんですから。ホットスポットが問題なんです。ホットスポット、そこに何が埋まっている、あるいは、水が流れてきて、そこに高濃度の放射能が集積するわけですよ。それををはかるのには、地上からはかるか、あるいは、最近、ドローンでしたか、ああいうものを新しく開発して、もっと詳しい地図をつくっていかないと、こういう事態は、こういうトラブルはあっちこちで出てきますよ。

どうですか、放射能の汚染地図というのを正確につくるつもりはありませんか。これは環境省かな。

○片山政府参考人 お答えを申し上げます。

原子力規制委員会におきましては、総合モニタリング計画に基づきまして、放射性物質の分布状況の中長期的な把握の観点から、委員御指摘の航空機モニタリングによる空間線量マップの作成を行っております。

また、今年度からは、帰還困難区域を中心に、モニタリングカーによる走行サーベイと、あと、サーベイメーターを背負って歩くという歩行サーベイを組み合わせて、よりきめ細かいモニタリングというのをやっていこうと予定をしております。現在、地元の市町村と調整をしているところでございます。

それから、委員御指摘の件につきましては、例えば、除染の廃棄物なんか土の中に埋まっている場合というのは、土自体に遮蔽効果がありますので、なかなか、地面の上からはかるということだけでわかるものではないということが言えるのではないかと考えております。

○荒井委員 そのとおりだと思います。私もそうだと思いますけれども、しかし、細かい汚染地図をつくっていくということが、これから住民対策上絶対必要になると思います。

そこで、二〇一一年度に当委員会でも議論したときにガンカメラの話をしました。これは福島の小さな企業がつくり上げた、放射能がどういふふうに分布しているのかということを図で見れるよ

うな、そういう製品であります。これだとホットスポットがわかるんですね。当時、私が指摘したことで、環境省は五台だったか六台だったか購入して、各市町村に利用するように勧めたはずですが、各町村に利用するように勧めたはずですが、もつとこのカメラを利用したらいいと思いますよ。地域の、福島県の中の小さな企業ですけれども、その企業振興にもつながっていくというふうに思います。これは参考までです。

最後になりました。きょうは、田中委員長もつとじつくりと議論をしたかったですけれども、最後に田中さんに。

ブラッセルでのテロが発生をいたしました。このブラッセルでのテロで原発が狙われた、これは不確かですけれども、そういう報道がされていま

二〇〇一年のニューヨークの同時テロのときに、あれを契機にして、アメリカの規制庁は、テロに対して対応をどうするのか、それに対する安全性をどう確保するのかという基準を新たにつくりました。そのことを日本にも勧告しているんですね。二回にわたって勧告したはずであります。このとき、私が承知しているのは、燃料を満載にしたジャンボジェット機が原発に突っ込んだとき、それでも防衛できるかということを防衛の基本としてつくり上げたというふうに承知をしています。

現在、規制庁がつくり上げて安全基準の中には、アメリカのNRCがつくり上げたこの安全基準というものが盛り込まれているのかどうか。あるいは、IAEAだったかと思いませんか。深層防衛という考え方、たしか深層防衛は大分取

り入れたと思うんですけども、それはいかがでしょうか。お答え願えますか。

○田中政府特別補佐人 原子力施設の核セキュリティ対策については、IAEAの核物質防護に関する基準を踏まえた原子炉等規制法に基づいて、原子力事業者がテロリストの侵入を阻止するための種々の防護措置を求めています。

余り詳細には申し上げられない面もありますけれども、具体的な点をちよつと御紹介しますと、原子力施設の周辺には立入制限区域、周辺防護区域を設け、フェンス、センサー、監視カメラ等を設置し、警備員による巡視を実施する、それから、海水冷却ポンプ等の屋外の重要な設備、原子炉建屋内の重要な設備を大きな衝撃から守るため、周辺に防護壁を設置すること、それから、出入り口における身分証による従業員等の本人確認、金属探知機等による探知の実施、重要な設備の周辺で作業をする場合には二人以上で行うこと等を我が国の国内規制に取り込んで、それを実施しております。

こうした防護措置については、毎年、年一回の検査において事業者が適切に講じていることを確認していることはもちろんですが、昨年の二月になりますけれども、IAEAによる国際核物質防護諮問サーブिसにおいて、日本の核セキュリティの体制、原子力施設、核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また、近年顕著にその対策が向上しているという評価はいただいております。

新規制基準では、航空機衝突についても、重大

事故が発生した場合に、その影響を緩和できる、安全に収拾できるような対策も求めています。

それがどういう状況かという詳細については、ちよつとここでは申し上げられませんけれども、そういったことで、基本的には、今、先生、NRCの方ではB5bですか、そういう対策についてはほぼ同等のものが講じられているというふうに御理解いただければと思います。

○荒井委員　ただ、最後に、ベルギーの場合には、原発が危ないという情報がどこから入ったんでしょうか、軍隊がそこに駆けつけた、そういう態勢をしたという情報も入っています。

残念ながら、日本の場合には、原発の防護あるいは保安のために自衛隊がという、そういう法的根拠がないことから、非常に憂慮しております。これらについてもしっかりと議論をして、必要ならばそういう法体系をつくるべきだというふうに私は思います。

以上でございます。ありがとうございました。